

遺贈について(ご参考)

1. 遺言書の種類

遺言書には一般的に、「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」があります。

自筆証書遺言はご自身で作成できますが、自筆で作成する負担と、形式不備により無効となるリスクがあります。また、ご自身で保管する場合には、紛失・盗難のリスクがあるほか、相続発生後に家庭裁判所による検認手続きが必要になります。ただし、法務局による保管制度を利用することで、紛失・盗難リスクの回避と、検認手続きの省略が可能となります。

公正証書遺言は、公証人が遺言者の意思を確認した上で作成する遺言書です。様式不備や紛失リスクがなく、検認も不要ですが、作成費用と証人2名が必要です。

どの遺言書にするかは、それぞれのメリット・デメリットを勘案し、ご自身で選択していただくこととなりますが、ご本人の想いを確実に実現させたい場合には、公正証書遺言が最も安心です。

2. 遺言書の作成

遺言書作成にあたっては、遺言の趣旨、所有する財産と相続人となる方の特定、財産分配方法、遺言執行者の選任など、あらかじめ確認や決定をしておく事柄があります。

一般的に遺言書の作成には2ヶ月～6ヶ月程度かかると言われておりますので、早めのご準備をお薦めいたします。

なお、財産分配における遺留分への配慮や、遺言執行者の選任などについて留意すべき点がありますので、適宜、専門家の意見を聞きながら進めることをお薦めします。

3. 遺留分

遺留分とは、民法上で配偶者、子(場合によっては孫)、父母等に一定割合の受け取りが認められる最低限の権利のことです。

遺留分を侵害した遺言書自体は有効なものの、遺留分を侵害された親族から後に請求があった時は、その範囲で遺贈等が一部効力を失う可能性がありますので、あらかじめ十分に検討することが肝要です。

4. 遺言執行者

遺言執行者とは、相続人の利害を調整しながら、不動産登記、金融機関の名義変更、寄付行為といった遺言書の内容を実現する人のことで、遺言書の中で決めておくことができます。

争いを避け、遺言内容を確実に実現するために、遺言の内容に利害関係がない専門家に依頼する場合も多く、個々のご事情に応じてご検討されることをお勧めします。

5. 相続時の税金

相続時にかかる税金としては、相続税と所得税があります。

相続税は、個人が被相続人(亡くなられた方)から相続などによって財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税金で、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10ヶ月以内に相続税の申告をする必要があります。

所得税は、「被相続人の死亡年の1月1日から死亡日までの所得」に対して課される税金で、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告をする必要があります。

相続財産の本学への遺贈や寄付については、公益を目的とする事業の用に供することが確実なものとして相続税がかからない財産となり、相続税の課税価格の合計額に算入されません。

詳細は、国税庁 Web サイトをご覧ください。

以上